

## 平成 26 年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（平成 31 年 3 月 25 日現在）

### 1. 監査のテーマ

公有財産の管理に関する事務の執行について

### 2. 監査の実施期間

平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 1 月 29 日まで

### 3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 第 5 項】	是正、改善が求められるもの	9 件	15 件
監査の意見 【地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 2 項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	35 件	40 件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

#### 4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。

(講じた措置の内容等は別紙「平成26年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
人権政策課	1	1 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産活用部資産管理課	8	8 (100%)	0	0	0	0	12	12 (100%)	0	0	0	0
資産活用部施設活用課	0	0	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
資産活用部土地活用課	3	3 (100%)	0	0	0	0	11	11 (100%)	0	0	0	0
都市活力部空港課	0	0	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
環境部公園みどり推進課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
市民協働部千里地域連携センター	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
健康福祉部地域福祉課	1	1 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康福祉部障害福祉課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
健康福祉部高齢施策課	0	0	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
都市計画推進部市街地整備課	1	1 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市基盤部道路建設課	1	1 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
都市基盤部道路管理課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
都市基盤部水路課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
市立豊中病院事務局施設用度課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
上下水道局経営部総務課	0	0	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
合 計	15	15 (100%)	0	0	0	0	40	40 (100%)	0	0	0	0

(凡例)

- 措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。
- 対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。
- 不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。
- 未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。
- 相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(平成31年3月25日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
2. 公有財産管理システムにおける管理にかかる事項								
20	69ページ	未利用財産(土地)の売却処分方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>売却要綱の要件に該当しないため、随意契約によることができず、売却が進まない状況にある未利用財産が存在する。売却を迅速かつ効率的に進めるため、随意契約の弾力的実施を検討することが必要。</li> <li>【東豊中6丁目地内普通財産 C18】</li> <li>・擁壁に囲まれた特殊な土地であり、それに面している住宅居住者以外の利用は困難な状況から、分割の上、近隣住民への随意契約による売却が合理的である。</li> </ul>		○	土地活用課	<p>公共施設跡の有効活用等を検討する「公共施設等有効活用委員会」が昨年11月に発足し、今後、所管課から引き継ぐ未利用財産(土地)のうち有効活用が見込まれるものは、本委員会にて売却も含めた利活用について検討していくこととなりました。</p> <p>また、利活用が困難な未利用財産の売却については、土地の形状等をふまえ、随意契約を弾力的に実施することとしました。</p> <p>なお、C18当該地については、近隣住民と随意契約の協議を行った経過を踏まえ、普通財産の売却処分に関する要綱に基づいて、平成31年度に条件等を付した上で一般競争入札による売却を行うこととしました。</p>	措置済